

オンボア®を自己注射される患者さんへ

飛行機搭乗時の注意点 （日本国内）

出張や旅行などでオンボアを飛行機に持ち込む必要がある場合は、下記の3つのポイントに従って事前に主治医に相談し、その取り扱いについて確認しましょう。



ポイント
1

事前に主治医に相談しましょう

出張や旅行の内容・期間を確認し、外出先での体調管理やオンボアの投与スケジュール等について主治医とよく相談しておきましょう。

ポイント
2

薬剤携行証明書を 用意しましょう

次ページに薬剤携行証明書のフォーマットを用意しています。右記を見本に、主治医に記入してもらいましょう。

携行本数を記入
(1回あたり2本必要)

医療機関の情報を記入

主治医の署名が必要

見本

薬剤携行証明書	
氏名: ●●▲▲	日付: 20xx年●月●日
私はクローン病の治療のため、次の薬剤を携行しています。 本薬剤を販売したり、ほかの目的に使用したりすることはありません。	
○ オンボア一度下注100mg（一般名: ミリキスマブ（遺伝子組換え））	
オートインジェクター	× 7本
または シリンジ	
オートインジェクター	× 7本
または シリンジ	
その他に使用しているお薬 ●●●●●●▲▲▲▲	
<small>注射器の破損・凍結を避けるために、飛行機内への持ち込みが必要です。使用の前まで箱に入れて持ち歩く必要があります。使用済みの注射器は持ち帰り、下記の医療機関の指示に従って、廃棄します。 ※本薬剤に麻薬成分は含まれません。 ※本薬剤は下記の医師の処方箋によって処方されています。 この患者に関する詳細な情報は、下記の医療機関（主治医）までお問合せください。</small>	
医療機関名: ●●病院	電話番号: ●●●-▲▲▲-XXXX
●●●●市●●	
住所: ▲▲▲-▲▲ Xビル	主治医署名: ●●●●

ポイント
3

取り扱いにおける注意点を確認しましょう

- 医師から処方された注射器は、機内への持ち込みや使用が認められています。機内への持ち込みについては各航空会社へご相談ください。
- 注射器は貨物室で破損・凍結する可能性があるため、手荷物として持参しましょう。
- 保安検査の際には、注射器であることを伝えましょう。このとき、**薬剤携行証明書（次ページ）**を提示するとスムーズです。
- 使用済みの注射器は、必ず持ち帰り、医療機関から指示された所定の方法で廃棄しましょう。



見本(前ページ)にならって、薬剤携行証明書を作成しましょう。
本紙を医療機関に持参し、主治医に記入してもらいましょう。

〈日本国内〉

薬剤携行証明書

氏名: _____ 日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

私はクローン病の治療のため、次の薬剤を携行しています。
本薬剤を販売したり、ほかの目的に使用したりすることはありません。

- オンボー皮下注100mg〔一般名:ミリキズマブ(遺伝子組換え)〕



- オンボー皮下注200mg〔一般名:ミリキズマブ(遺伝子組換え)〕



その他に使用しているお薬

注射器の破損・凍結を避けるために、飛行機内への持ち込みが必要です。
使用の直前まで箱に入れて持ち歩く必要があります。
使用済みの注射器は持ち帰り、下記の医療機関の指示に従って、廃棄します。

※本薬剤に麻薬成分は含まれません。
※本薬剤は下記の医師の処方箋によって処方されています。
この患者に関する詳細な情報は、下記の医療機関(主治医)までお問合せください。

医療機関名: _____ 電話番号: _____

住所: _____ 主治医署名: _____

本薬剤について質問がある場合には、主治医や薬剤師に相談しましょう。